

私たちの広場

【特集】**新学習指導要領と主権者教育**

【連載】フランスのシティズンシップ教育〈第3回〉

【連載】絵本 尾崎行雄〈第3回〉



No.302

2008年9月30日発行

財団法人 明るい選挙推進協会

名言の舞台	3
特集 新学習指導要領と主権者教育	4
・新学習指導要領と公民教育	4
文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター教育課程調査官 大倉 泰裕	
・新学習指導要領における総合的な学習の時間	7
文部科学省教科調査官 田村 学	
・新学習指導要領における特別活動の改善と主権者教育	9
文部科学省教科調査官 杉田 洋	
・主権者教育の現場から	11
——中学校におけるシティズンシップ教育の可能性	
埼玉県桶川市立加納中学校教諭 宮澤 好春	
・主権者教育の視点から新学習指導要領を考える	13
——新学習指導要領（公民教育）をどう評価するか	
鳴門教育大学大学院教授 西村 公孝	
海外トピックス フィンランドの選挙制度	15
フランスのシティズンシップ教育〈第3回〉	16
教室をコミュニティに——「学級生活の時間」の実践	
梶山女学園大学准教授 山田 真紀	
自在に仕事ができる言葉力の鍛え方〈第3回〉	18
名づけ、あだ名をつけ、定義してまわる	
中央大学専任講師 伊藤 章雄	
施策紹介 有害サイト規制	20
メイスイ列島フラッシュ	22
各地の活動	
絵本 尾崎行雄〈第3回〉「政党政治の誕生」	24
協会からのお知らせ、編集後記	27

「国民のしあわせ」を象徴した大きな鉛筆を子供たちが抱えて、投票用紙に日本地図を描いています。背景には、お年寄りを始め大勢の人やビルなどの街並みが描かれており、選挙が豊かで幸せな社会をつくることを効果的に表現しています。柔らかな色彩で美しくまとめられた完成度の高いポスターです。

〈表紙の紹介〉
村上 尚徳
（文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官）

石堂 由樹さん
兵庫県たつの市立揖保川中学校2年（受賞当時）





民主主義は 最悪の政治形態である

ウィンストン・チャーチル

1874年生、1965年没

イギリス首相として第二次世界大戦を指導したチャーチルは、文才、画才にも恵まれ、またウィットに富んだ性格で多くの名言を残しました。この言葉は、一九四七年十一月十一日、野党党首（チャーチル率いる保守党は一九四五年総選挙で敗北、当時は野党でした）として、庶民院で行った演説の一節です。

連合国によると第二次世界大戦は民主主義を守るための戦いとされたはずなのに、そのリーダーが何故このような言葉を口にするのだろうか、と思われた方もいらっしゃるかもしれません。実は、この発言には前後があります。

「罪深く悲しみ多いこの世界で、これまで多くの政治形態が試みられてきたし、これからも試みられるでしょう。何人たりとも民主主義が完全、全能であるがごとく装うことはできません。事実、これまでしばし

ば試みられてきたあらゆる政治形態を除けば、民主主義は最悪の政治形態です。にもかかわらず、人びとが継続的に支配し、憲法に則った手段で表明された世論が閣僚を構成し、指導し、統御すべきであり、閣僚は人びとの指導者ではなく奴隷だという考え方が、わが国に広まっています。」

庶民院で多数を握るアトリー労働党政権が、政策運営上の桎梏と考えた貴族院の権能を制限しようとしたのに対して、このようにチャーチルは多数派の暴走を戒めたのです。

民主主義が他の体制よりすぐれた政治形態であることはもちろんですが、少数者の抑圧や財政赤字の増加につながる場合があるなど、潜在的に抱えている問題点も認識しながら、民主主義のあり方を深めていくことが重要です。



新学習指導要領と 主権者教育

今年の1月17日、学習指導要領の改善についての中央教育審議会の答申が出され、これを踏まえて、3月28日、小学校及び中学校の新しい学習指導要領が公示されました。「生きる力」をはぐくむというこれまでの理念を引き継ぐとともに、基本教科を中心に授業時間数を増やし、一方で「総合的な学習の時間」を減少させました。

しからば、主権者教育は、この新しい学習指導要領によってどのような改訂が行われたのでしょうか。私たちはそれを踏まえ、今後どのような取組みを行うべきなのでしょう。実際に指導要領の作成やその解説の執筆に携われた文部科学省の教科調査官の方々と教育現場の識者の方々にそれぞれのお立場から御寄稿いただきました。

新学習指導要領と公民教育

文部科学省国立教育政策研究所
教育課程研究センター教育課程調査官

大倉 泰裕



本年三月二八日に学習指導要領が告示され、小学校は平成二三年度から、中学校では平成二四年から全面的に施行されることとなった。そこで、今回の改訂によって政治や選挙に関する学習指導がどのように変わるのかについて、その背景なども含めながら説明したい。

教育基本法、学校教育法の改正について

学習指導要領はほぼ一〇年に一度の割合で改訂されており、改訂自体は学習指導要領が告示という形を取ってから今回が六回目であるが、今回は特に、約六〇年ぶりに平成一八年十二月に改正された教育基本法や、それを受けて翌一九年六月に改正された学校教育法を受けて改訂していることに大きな特徴がある。

改正された教育基本法では、第一条で教育の目的を示しており、この条文自体は特に内容が大きく変わったということはない。しかし第二条において、教育の目標が新たに規定された。これは第一条の目的を実現するための具体的な内容を示していると考えることが

できる。この第二条は五つの項目から成り立っているが、ここでは特に第三号について見てみたい。

教育基本法

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

(中略)

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

(以下略)

そして今回の改訂にあたっては、この第二条に書かれている目標を達成するよう学習指導要領の改訂が図られている(他の項目については誌面の都合上掲載することができないが、残りの項目についてもぜひ確認をしていただきたい)。

さらに、これを受けて学校教育法の改正も行われた。学校教育法の第二章は義務教育について規定がされており、特に第二十一条では教育基本法第五条第二項で規定された義務教育の目的を実現するために、一〇の義務教育の目標が示された。

このうちの第一号は次のように規定されている。

学校教育法

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

(以下略)

したがって、政治的分野の学習に関する指導や選挙などの学習の指導においては、これらを踏まえて行うことが当然求められることになる。もちろん今までの学習の指導においてもこれらは当然のことであったが、今後は指導する側はより一層意識して指導することが求められるのである。

今回の中央教育審議会答申で求められたこと

今回の中央教育審議会答申では、社会科、地理歴史、公民科としては改善の基本方針において次のようなことが示されている。

○我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の社会経済システム、様々な伝統や文化、宗教についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。

これはもちろん前項で述べたように教育基本法の改正などを受けている。またここでの「公共的な事柄に自ら参画していく」というのは、将来主権者として、あるいは社会を構成しているメンバーとして社会に参画していくということである。

また、このほかに今回の中央教育審議会答申では、教科横断的に求めていることがいくつもある。そのうちの一つが言語活動の充実である。

言語活動の充実に関しては、今日子どもたちの思考力・判断力・表現力等に課題がある

ことは様々な調査から伺えることである。そこで、今回の改訂においては、各学校で子どもたちの思考力・判断力・表現力等を確実にはぐくむために、まず、各教科の指導の中で、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、観察・実験やレポートの作成、論述といったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を充実させることを求めている。

ここで留意すべき点は、言語活動はそれ自体が目的ではなく、言語活動を通して思考力・表現力・判断力等をはぐくむということである。したがって、何を身につけさせたいのかを指導する側が明確にし、指導すべき内容を整理した上でそのねらいが十分達成できるように教材を開発し、指導していく必要がある。

学習指導要領の改訂に伴う指導の改善について

このような経緯を踏まえて今回学習指導要領は改訂されたが、ここでは特に中学校社会公民的分野について説明する。

公民的分野における政治参加や選挙な



どに関連する部分について、新旧学習指導要領では「内容」として次のように示されている。

（現行学習指導要領における記述）

「…、民主政治を推進するためには、公正な世論の形成と国民の政治参加が大切であることに気付かせる。その際、選挙の意義について考えさせる。」

（新学習指導要領における記述）

「…、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。」

両者を比較すると、大きな違いとしては、現行学習指導要領が「民主政治を推進するためには、…：気付かせる」であるのに対して、新学習指導要領では「民主政治の推進と、…考えさせる」というところである。これは現行学習指導要領が、気付かせるということ、公正な世論の形成と国民の政治参加が大切であることについて理解させる内容としているのに対して、新学習指導要領では生徒に考察させるということを求めているのである（もちろん考察を通して理解を深めさせるということもあるが、まずは、その意味や意義、関係や関連などについて考察させることを求めているのである）。

さらに、新学習指導要領では民主政治の推

進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせるという形で内容が示されている。これは、世論とは何かということ、何を踏まえた上で、公正な世論とは何かということ、何をまず考えさせることが求められる。

今回の学習指導要領では公正については「（１）イ 現代社会をとらえる見方や考え方の基礎」というところで学習をしているが、さらにここで公正な世論というときの「公正」とは何かを考えさせ、「公正」に対する理解を深めた上で、民主政治の推進と公正な世論との関係について考えさせることになる。さらに民主政治の推進と国民の政治参加についても、国民が政治に参加する手段としてはどのような方法があるかについての指導を踏まえた上で、国民が政治参加することが、なぜ民主政治の推進につながるのかを考えさせるような指導が求められるのである。

したがって、学習指導は当然変わってくることになる。詳細については新しく発行される学習指導要領解説を御覧いただきたいが、国民一人ひとりが政治に対する関心を高め、主権者であるという自覚を深め、主体的に社会に参画することが大切であることについて考えさせることを求めているのである。さらに考えたことについては、その過程も含めてレポートや発表、プレゼンなどで相手に分かりやすくまとめて表現させることが大切である。また、「その際、選挙の意義について考え

させる。」と示しているところについては、従前と同じ表現をとっているが、今回は「内容の取扱い」において、特に「その際、制度や仕組みの意義や働きについて理解を深めさせるようにすること。」という規定が付け加えられている。したがって、具体的な選挙制度などの指導よりも、「なぜ選挙があるのか」ということや、「なぜ比例代表制という制度があるのか」というようなことについて考えさせるような指導を充実させていくことが大切である。

今回の改訂では、先に述べたように、教育基本法の改正などを受けて行われている。したがって、その趣旨を生かした指導をすることが求められているのである。知識として理解することは大切なことであるが、単に知識としての定着を図るだけではなく、将来主権者として主体的に社会に参画し、民主政治を守り発展させようとする意欲と態度を養うことが大切なのである。

●プロフィール

おおくら やすひろ

（併任）文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官、
（併任）文部科学省初等中等教育局参事官付教科調査官。
担当分野は、「社会科」「公民科教育」「教育の情報化」。昭和60年4月千葉県立高等学校教諭、平成15年4月から現職。
主な著作に『中学校の法教育を創る』（東洋館出版社、平成20年、共著）がある。

新学習指導要領における 総合的な学習の時間

文部科学省教科調査官 田村 学



探究的な学習としての総合的な学習の時間

およそ三年間に及ぶ中央教育審議会の審議において、総合的な学習の時間はつねに議論の中心にあり、その現状の課題、理念や可能性などについて、具体的な事例やデータに基づいて熱心に審議が行われてきた。その結果、総合的な学習の時間の必要性や重要性が確認され、教育課程上に明確に位置づけて学習指導要領を改訂することとなった。

一〇年前、鳴り物入りで教育課程に位置づけられた総合的な学習の時間は、全国に優れた実践を数多く生み出し、部分的ではあるものの、その成果は目を見張るものがあった。その一方、学校間格差、学校段階間の連携、趣旨に反する学習活動など、現状にはいくつかの課題も指摘されてきた。こうした現状の中、改訂された学習指導要領において、総合的な学習の時間はどのように変わったのだろうか。最も端的に記せば、「国際標準の学力を育成するために、探究的な学習とする」こととなったといえよう。これまでに総合的な学習が目指してきた「現代社会の今日的課題の追

究」「横断的・総合的な学習の実践」「体験的な学習の重視」「各学校の創意工夫を生かした教育活動の創造」などは維持しつつ、「探究的な学習」とすることが示された。このことは、総合的な学習の時間の以下の目標に明確に表れている。総合的な学習の時間の授業時間は縮減となったが、その重要性は変わるところか、ますます重要になっているといえよう。

第1 目標

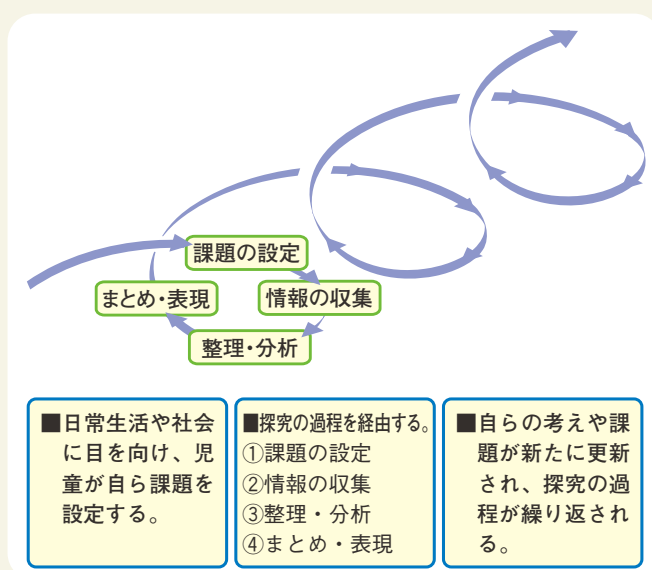
横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

(傍線は筆者)

では、探究的な学習とは、どのような学習のことをいうのであろうか。総合的な学習の

時間における探究的な学習とは、問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく、図のような一連の学習活動のことである。総合的な学習の時間において、子どもは、①日常生活や社会に目を向けたときに湧き上がってくる疑問や関心に基づいて、自ら課題を見つけ、②そこにある具体的な問題について情報を収集し、③その情報を整理・分析したり、知識や技能に結びつけたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組み、④明らかにした考えや意見などをまとめ・表現し、そこからまた新たな課題を見つけ、さらなる問題の解決を始める、といった学習活動を発展的に繰り返していく。

要するに探究的な学習とは、物事の本質を



探って見極めようとする一連の知的営みのことである。例えば、子どもは身近な学習対象

(ひと・もの・こと)とかかわって、自分にとって意味や価値のある課題を設定する。その課題について、体験活動をしたり、調べたりしながら、必要な情報を取り出したり集めたりしていく。さらには、得られた幅広い情報

を整理・分析したり判断したりしながら、既習の知識や経験と結びつけていく。こうして生み出された自分の考えや意見、発見したことなどをまとめ、表現する。それを他者と

交換し合い、自らの考えや意見を更新したり、協同して実践に移したりしていく。こうした知的な営みが有機的につながって発展的に繰り返されていくことが望まれている。

したがって、探究的な学習では、結果として次のような子どもの学習の姿を見出すことができる。

- ・ 事象をとらえる感性や問題意識が揺さぶられて、学習活動への取組みが真剣になる。

- ・ 身につけた知識・技能を活用し、その有用性を実感する。

- ・ 見方が広がったことを喜び、さらなる学習への意欲を高める。

- ・ 概念が具体性を増して理解が深まる。

- ・ 学んだことを自己と結びつけて、自分の成長を自覚したり自己の生き方を考えたりする。

このように、探究的な学習においては、子どもの豊かな学習の姿が現れる。

自己の生き方を考える総合的な学習の時間

総合的な学習の時間においては、横断的・

総合的な学習や探究的な学習を通して、自己の生き方を考えることができるようにすることが大切である。自己の生き方を考えることができる

とは、以下の三つのことである。

一つには、人や社会、自然とのかかわりにおいて、自らの生活や行動について考えていくことである。社会や自然の中に生きる一員として、何をすべきか、どのようにすべきかなどを考えることである。

二つには、自分にとっての学ぶことの意味や価値を考えていくことである。取り組んだ学習活動を通して、自分の考えや意見を深めることであり、また、学習の有用感を味わうなどして学ぶことの意味を自覚することである。

これらの二つを生かしながら、学んだことを現在および将来の自己の生き方につなげて考えることが三つ目である。学習の成果から達成感や自信を持ち、自分のよさや可能性に気づき、自分の人生や将来について考えていくことである。

こうした三つの側面から自己の生き方を考えることが大切である。その際、具体的な活動や事象とのかかわりを拠り所として、多様な視点から考えさせることが大切である。また、その考えを深める中で、さらに考えるべきことが見出されるなど、つねに自己との関係で見つめ、振り返り、問い続けていこうと

することが重要である。

一人ひとりの子どもの自己に向けて

ここまで記してきたように、総合的な学習の時間においては、探究的な学習を行うことによって、自らを取り巻く周囲の「ひと・もの・こと」とのかかわりを大切にしながら、学ぶ意味を自覚し、自らの人生や将来を考え

ることができるようになることを目指している。

一人ひとりの子どもが、自分自身の考えや価値観を他者や社会とのかかわりで確かなものとし、自立した判断と行動ができるようになることが期待されているともいえよう。

こうした姿こそ、主権者を育成する教育が目指すものと重なるのではないだろうか。また、こうした教育活動が、国際的にも、将来的にも重視されることについては、疑う余地もなく、総合的な学習の時間の重要性は、今後一層高まるものと考えることができる。

●プロフィール たむら まなぶ

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官、国立教育政策研究所教育課程研究センター教育課程調査官。新潟県上越市立大手町小学校等で生活科・総合的な学習の時間を実践、カリキュラム研究に取り組む。平成17年4月より、生活科・総合的な学習の時間担当の調査官。日本生活科・総合的学習教育学会常任理事。主な著書に『シリーズ いのちを育てる総合学習』（童心社、平成13～14年）など。

新学習指導要領における 特別活動の改善と主権者教育

文部科学省教科調査官 杉田 洋



自発的、自治的な活動の一層の重視

このたび、改正教育基本法の下で、「生きる力」の育成を目指して、教育課程の改訂が行われた。この「生きる力」の育成については、「人間が現実に行き生きている『社会』とのかわり」を抜きにして考えることはできない。特に、義務教育時代の児童生徒においては、「小社会」ともいえる学校での生活を通して「社会」をみつめ、「社会」を理解し、その「社会」でのあり方、生き方を学ぶという側面が強い。

したがって、「生きる力」を育成するにあたっては、学校での生活を通して、自己を生かしながら、多様な人々と「共に生きていく力」や、「よりよい学級や学校の生活づくり」に寄与し、自主的、実践的な態度を育成する「特別活動」の役割が極めて大きい。

このことを踏まえ、新学習指導要領の特別活動においては、一層重視すべきことのひとつとして、教師の適切な指導の下に行う「児童生徒による自発的、自治的な活動」が挙げられている。

目標の改善

新学習指導要領の特別活動において最も注目すべきことは、小・中学校の各内容の目標が新たに規定されたことである。このことを自発的、自治的な活動の重視との関連で考えた場合、次のような改善点（傍線部分）に注目する必要がある。

○特別活動の全体目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。（人間としての生き方の自覚を深め、自己を生かす能力を養う）

○学級活動の目標

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参

画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

○児童会（生徒会）活動の目標

児童会活動（生徒会活動）を通して、望ましい人間関係を形成し、集団（や社会）の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

※（ ）内は、中学校の目標。傍線部分は、付加または新たに規定したもの。

全体目標に新たに加えられた「人間関係」や「自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う」の部分については、学校における様々な集団活動を通して、よりよい人間関係を築きながら協力して生活の向上のために貢献していこうとする考え方（認識）を深めるようにするなど、社会性の基礎を育成していくことを示している。

また、新たに規定した学級活動、児童会活動や生徒会活動の目標において「参画」という言葉が共通に示されたが、このことは児童生徒の自発的、自治的な活動を通して、集団や社会の一員として、よりよい学級や学校の生活づくりに積極的に参画しようとする自主的、実践的な態度を育成することの重要性を重ねて強調したものである。

具体的には、「よりよい生活を築くために

集団として意見をまとめるなどの話し合い活動」や「自分たちでままりをつくって守る活動」などの指導の充実と工夫が求められている。

今後重視すべき活動と育てたい社会性の基礎

新学習指導要領の下での特別活動においては、望ましい学校生活を児童生徒自身の力によって創り出す活動を一層重視する必要がある。

例えば、学級や学校の生活における諸問題を他人ごとではなく自分のこととして受け止める、その問題を力を合わせて解決するための学級活動、児童会活動や生徒会活動を一層充実する必要がある。そして、多様な価値観、性格などをもつ児童生徒が、「よりよい学級や学校の生活づくり」という目標を目指し、協力して実現しようとする集団活動では、次のような社会性の基礎をしっかりと身につけていく必要がある。

- ・自分たちの生活の充実向上のために、「私は」を主語にして、自分の考えをしっかりと述べ、互いの考えを尊重しながら話し合い、集団の目標や方法、内容などについて集団決定をすることができる。

- ・一人ひとりが自分の役割を受け持ち、自分がすべきことをしっかりと自覚し、協力してその責任を果たすことができる。

- ・自己のよさとともに多様な他者のよさを認め合って、よりよい集団生活をつくるうとすることができる。

- ・集団としての規律を守ったり、人権を尊重したりして、よりよい人間関係をつくることができる。

特別活動における主権者教育

日本では、国家や社会（集団や共同体）がしっかりとした目標を持ち、そのモチベーションがゆるぎない時代では、それにうまく従うことが大切にされてきた。そのため、物事を自分で決定する習慣が少なく、自己決定に伴う個人のリスクと責任が発生することが十分に教えられてこなかったという一面があるのではないか。

これからは、自発（自らのリスクと責任を負ってなすべきことを自己決定して言動に表すこと）と自治（公共のために実践するための集団決定、集団実践をすること）について、しっかりと教えることのできる実践活動や体験的な活動を、計画的に積み重ねることが大切になると思う。

「個性重視の教育」や「共生の教育」が対立する概念のように捉えられることがあるが、そうではない。「個」が、「私」を主張したり強調したりすることだけを育てるのでなく、集団の一員としての多様な「個」を育て、互いに生かし合い、共に生きていくことにより、よりよい「公（集団）」を創っていくと捉えたい。

ジョン・F・ケネディ大統領は、「国家が国民に何をしてくれるかを問うまえに、国民が（あなた自身が）国家に何ができるかを問え」という名言を残している。しかし、現在の児童生徒には、児童会や生徒会の役員として学校のために活動することに消極的な傾向が広がるなど、他者や集団のために働く意欲が低下しているように思う。地域の子ども会なども、保護者の役員離れが進んで減少傾向にあるという。また、「選挙の投票率の低さ」や「政治に対して批判はしても、何もしない」といった考え方が広がっている傾向も感じられる。

このような中で、「公共」に対してしっかりととした責任を持つ「個」を育成することは、学校教育の大切な役割の一つだと思う。特に、学校での集団活動を特質とする特別活動の指導を通して「公（集団）」と「私（個）」の関係について体験的に学ぶ主権者教育の重要性が、一層増しているのではないだろうか。

●プロフィール すぎた ひろし

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官、国立教育政策研究所教育課程研究センター教育課程調査官。昭和55年から埼玉県浦和市立小学校に18年間勤務。その後、浦和市教育委員会指導主事などを経て、平成16年4月より特別活動担当の調査官。日本特別活動学会理事。主な著書、共著に『子どもがもえる活動づくり（中学校）』（明図書、平成9年）など。

主権者教育の現場から

中学校におけるシティズンシップ教育の可能性

埼玉県桶川市立加納中学校教諭

宮澤 好春



子どもを「社会を運営し創造する小さな市民」と捉える

市町村合併をめぐる住民投票に、一八歳以下の未成年者に投票資格を与える自治体が出てきた。特に長野県平谷村では、合併の是非を問う住民投票の資格を中学生にまで広げている。

しかし、実際の投票においては、まちの将来を担う未成年者の投票率が、全体の投票率に比して低い、という結果が多かった。「選挙権」は「権利として大切である」と理解しているが、「投票行動に結びつかない」未成年者が多数いるという問題に、社会科に携わる一人として、どう向き合っていけばよいのかという課題に突き当たった。

そこで、まず本校生徒に、「社会参加活動」や「現在の社会生活」に対する意識調査を実施した。「将来選挙権を得たときに投票したか」の問いに対して「投票する」が七二％であったが、全員ではなかった。また、「将来あなたの力で社会を変えていくことができるか」との問いには「たぶんできない」「できない」と答えた生徒が六〇％を超えていた。

そこには、現在の社会に不満がありながらも、社会を変えることができないなど、社会への不満が投票行動に結びつかない姿が見えてきた。

このようなことから、子どもを国民の権利や政治に関する正しい理解、社会認識を基に、身近な地域社会の題材を取り上げ、「社会参加」するための手段や方法、「社会を変えていくために必要な力」等を身に付けさせる学習活動を、中学校段階で経験する必要があると考えた。

平成一八年に、経済産業省が『シティズンシップ教育宣言』を発表し、市民社会を担うことのできる個人を育成するために、日本においてもシティズンシップ教育が必要であることを提案している。また唐木清志は、日本におけるシティズンシップ教育の新たな試みとして、「実践・参加型」のシティズンシップ教育を推奨している。

このような昨今の動きからも、小・中学校における主権者教育は欠かせないものとなっている。

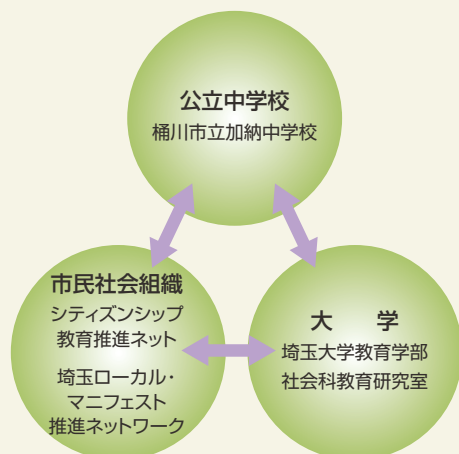
「協働」によるマニフェスト型思考を用いたシティズンシップ教育の実践

前述のような問題意識のもと、「市民社会組織」（シティズンシップ教育推進ネットや埼玉ローカル・マニフェスト推進ネットワーク）と「大学」（埼玉大学）、そして「公立中学校」（桶川市立加納中学校）の三者が「協働」し、それぞれの持ち味をうまく噛み合わせ、「マニフェスト」を活用した中学校におけるシティズンシップ教育の新たな実践を開発した。この実践開発のための「協働」の関係を示すと図のようになる。

本研究で開発したシティズンシップ教育は、ローカル・マニフェストをツールとしたまちづくり学習である。本校では、これを現行の学習指導要領の「選択教科」の「社会」の中で実践した。

この実践で目指したものは、子どもが自分たちの暮らすまちの目指すべき姿や到達点

図 実践開発のための「協働」



明らかにし、その成果を為政者や地域住民に託し評価するというサイクルを参加的に学習することを通して、地方自治の担い手・まちづくりの主体としての意識を醸成し、市民としての政策形成力を育成することである。このように、市民を育成することを目指したシティズンシップ教育において、地域社会の「ひと・もの・こと」とかわり、地域社会の問題を共有し、「協働」して解決の方途を模索する学習活動を通して、「市民性」が育成されていくものと考ええる。

加納中学校で行った授業（具体的な協働の場面）としては、次のようなものがある。

① 大学・地域社会との協働／まち探検

班ごとにまち探検を行い、ヒアリング等を通して、良い所と課題を見付けた。埼玉大学の学生がファシリテーターとしてまち探検に参加し、ヒアリング等の支援を行った。

② 市役所・商店会・市民社会組織（NPO）との協働／講義、知識・技能の習得

桶川市役所職員の出前講座で「桶川市のまちづくりの取り組み」を勉強した。また、市民社会組織の方から講義を受け、政策立案の手順について勉強した。

③ 大学・地域社会との協働／マニフェスト型提案の立案と提案発表・社会参加

市民社会組織・大学との協働によって作成したワークシートを使い、「自分たちにできること」と「自分たちにできないこと」に分けて提案作成を行った。桶川駅東口や商店街

の課題を明確にした上で、改善案を商工会・商店街の関係者に発表し、意見交換を行った。また、「まちづくり提案書」を観光協会に展示し、市民の方に見ていただいた。

授業に取り組んだ生徒からは、「自分たちのまちのことを考え実行する力、みんなで協力して自分たちのまちの将来を考え、桶川をより良くしていこうと頑張る力が付いた」「もっと桶川のことについて知りたいと思った」などの感想が寄せられた。

現行学習指導要領の下、本校においてシティズンシップ教育が展開できたのは、以上のような様々な協働場面を創ることができたからであると考えている。

新学習指導要領とシティズンシップ教育

新学習指導要領「社会科」の改訂では、中央教育審議会で社会科の課題の一つとして指摘した「よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成すること」を重視している。このことは、「実践・参加型」のシティズンシップ教育を展開する中で、子どもたちに「社会参加力」を育成していく必要性を再確認できる。

今後、「社会参加力を育成する」授業を展開していくためには、①地域社会の課題を教材化すること、②プロジェクト型の学習を組織すること、③地域社会のひと・もの・こととかかわる「協働」場面をつくること、④習得した知識・技能を活用する場面をつくること、が必要である。

この内容を盛り込んだ授業として、新学習指導要領の公民的分野の最後の単元、「地域社会の公共問題について調査し、議論し、課題解決を図る展開」の活用が考えられる。

その中で、子どもが地域社会に出て行き、地域の人々を授業に呼び込んでいくという、双方向での関わりによって創られる協働を取り入れたい。この協働を創り上げるためには、様々なスキルやノウハウ、人脈を有する市民社会組織（NPO）との協働が有効であり、さらには、コーディネートの有無や様々な協働場面を創り出すことができるかが実践の鍵となってくる。

最後に、新学習指導要領では、「選択教科」がなくなり、プロジェクト型の時間をかけた授業は難しくなる。そこで、主権者として必要な「社会参加力」をつけさせるために、模擬選挙や模擬議会等の疑似体験を通した「考えさせる授業」が必要になってくると考えている。

●プロフィール

みやざわ よしはる

埼玉県公立学校教諭。平成14年度長期研修教員として埼玉大学で社会参加学習の実践開発を行う。19年度県教育委員会より優秀教員として表彰される。執筆論文には、「中学公民まちづくり学習でするマニフェスト型思考力の育成」（『社会科教育』2008年10月号、明治図書）、「社会参加力の育成を目指す中学校シティズンシップ教育の実践」（2007年日本社会科教育学会）などがある。

主権者教育の視点から新学習指導要領を考える

——新学習指導要領（公民教育）をどう評価するか

鳴門教育大学大学院教授 西村 公孝

学校における政治教育の必要性

わたくしの研究テーマは、地球社会時代に生きる力としての国家・社会の形成者を育成する主権者教育（政治教育）である。平成五年にリクルート事件が発覚し、政官財の癒着問題に政界が揺れ、当時の政治家が批判されていた時期に、偶然、民放の報道番組で尾崎行雄記念財団の相馬雪香さん（憲政の神様といわれた尾崎行雄の三女）と久米宏さんの対談を視聴した。当時、相馬さんは三木睦子さん（徳島県出身の故三木首相の奥様）と政治浄化の全国行脚をされていた。久米さんの質問に相馬さんは「みなさんは政治家の悪口ばかり言われるが政治家を選んでるのは国民。国民の政治教育を学校でしっかりやらなければこの国はよくありません」と言われた。この言葉に勇気を与えられ、国家・社会の形成者を育成する公民教育（社会科教育、公民科教育）を研究の中心テーマとするようになった。

日本は今、国と地方を合わせて借金が八四九兆円（平成一九年度末）あり、財務諸表ではEUに加盟申請ができない財政破綻国家であるといわれている。しかし、政治家は選挙

が怖くて消費税を含めた抜本的な税制・財政改革案を

国民に真摯に語ろうとしない。議会制民主主義という制度の中で、代表民主制は果たして機能していたのだろうか。今こそ、主権者としての自覚と自立した市民・国民の育成を図る政治教育が、学校教育において前向きに取り組まなければならない。



新しい学習指導要領と公民教育

戦後の教育課程は、およそ一〇年おきに改訂され、社会科も今回八回目の改訂が行われた。この三月に改定された小中学校の社会科を中心に、主権者教育から見た公民教育の評価を試みたい。

今回の改善のポイントは、「知識基盤社会とグローバル社会を背景として持続可能な社会を維持・発展させる主権者の育成」と読むことができる。周知のように、アルビン・トフラーが『第三の波』（昭和五五年）において情報通信革命を指摘して以来、すべての産業において知識・情報の価値が重視されている。また、グローバル化に伴う文化や価値観

を異にする人々との共存・共生も課題となる。社会科に関しては、グローバル資本主義の影、地球環境問題、少子高齢化社会への対応など現代の諸課題を解決する探究型の課題解決学習が重視され、知識・概念の習得・活用型として「知ること（調べること）」「考えること」「行うこと（表現すること）」を一体的に結び付けた学習が重視されていることに注目したい。

新しい学習指導要領では、改正「教育基本法」を受けて「公共の精神」や「伝統や文化」の尊重が重視され、公民的資質としての「公」を担う自立した市民と国民の育成が目指されている。また、法教育や金銭教育に関する経済の分野でも内容の充実を図っている。規範意識の低下や道徳教育の強化が課題とされる中で、ルールや法を守ることを、小学校段階からお金に関する学習から経済的な概念を身に付けさせることを重視している。

これらの改善は、児童・生徒の実態に配慮しつつ現代社会の課題に対応するものである。公民教育の充実として評価される。

小学校の改訂では、五年生の「我が国の情報産業や情報化した社会の様子」に関する学習、六年生の「我が国の政治の働き」に関する学習に注目したい。前者は世論形成に影響を与える放送、新聞などの産業と国民生活とのかわりを扱う。後者では国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割な

などを扱う。また、国民の権利および義務に関して参政権と納税の義務を取り上げることになっている。民主主義の基本は自由・権利と責任・義務の正しい認識であり、社会生活で活用できる判断力や思考力でなければならない。

中学校の改訂では、「私たちと国際社会の諸課題」に関する学習において「よりよい社会をめざして」持続可能な社会を形成する観点から、解決すべき課題を探究させ、自分の考えをまとめさせる学習を行うこと。また、内容の取り扱いの補足で、①「財政」については、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて考えさせること、②「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についてもふれることなどが強調されている。

さて、今回の学習指導要領改訂は、主権者教育の観点からどのように評価できるのであるか。改正・教育基本法第一四条は「良識ある公民として必要な政治的教養」の教育上の尊重を謳っている。国民投票法の成立により憲法改正の投票権が一八歳に認められることになった。主権者としての民主政治に関する知識・理解の政治的教養ではなく、国家・社会の形成者として投票に参加し、判断・実践できる公民の育成が急務である。今回の改訂では、この点の強調が弱かったのではないか。若者層の選挙・政治離れは模擬投票などの体験的学習により学ぶことが有効であり、民主主義を体験で学ぶ実践により、指導要領に書き切れていない政治参加の意義を再確認していきたい。

未来の主権者としての社会形成力の育成

筆者は過日、愛知県岡崎市第三六回生徒市議会を見学することができた。市内の一七中学の生徒会代表者が、①街づくり、②教育、③環境・福祉、④岡崎のアピール、⑤地震対策について質問し、市長、議長、教育長が同席した中で関係部局の担当者が答弁する本格的な議会であった。主権者教育では民主主義の自治の精神を学ぶ場が必要であり、中学生も社会の形成者＝市民とみなし、政治に参加させる試みは、三六年という開催の歴史も評価されるが、市全体で未来の主権者を育てようとする教育委員会の姿勢が見られ、一つの手本として学ぶことができた。改訂された学習指導要領においても、社会に積極的に関わらせ政治意識を向上させる地道な教育活動により未来の主権者を育成してほしい。



岡崎市の生徒市議会（提供：岡崎市特活部会）

欧州では選挙権の低年齢化が進み、スイスやドイツの一部の州などでは一六歳の参加により政治への関心を高めている。先に述べたように日本を取り巻く環境は厳しく、「持続可能な社会」を維持するためには、未来の形成者である若者の政治意識を高め、新たな

主要国の国政選挙権の年齢制限

国名	選挙権	被選挙権
日本	20	25
英国	18	18
米国	18	25
ドイツ	18	18
フランス	18	23
イタリア	18	25
カナダ	18	18
オーストリア	16	18
スイス	18	18
韓国	19	25
中国	18	18

（日本経済新聞2008.5.5から）

●プロフィール

にしむら きみたか

国立大学法人鳴門教育大学大学院学校教育研究科教授。東京学芸大学大学院教育学研究科修士課程修了。京都大学非常勤講師。専門は社会科教育（政治教育を中心とする公民教育）。主な著書に『地球社会時代に生きる力を育てる』（黎明書房、平成12年）、『国際理解教育への道』（中部日本教育文化会、平成14年）などがある。

「公」を創造する主権者を育てなければならない。政治を見守る主権者、政治を批判する主権者だけでは未来を切り開くことはできないであろう。政治を動かす主権者の出番である。「公」は与えられるものではなく、市民・国民が新たに創り出す「公」もあることを自覚し、行政や政治家の財政改革を厳しくチェックしなければならない。権利と義務を理解し自立的な市民・国民として問題解決に主体的に参加し、政治を動かす主権者を育て上げることができかどうか、今次の学習指導要領の公民教育から見た評価ということになる。

フィンランドの選挙制度

フィンランドは、人口五〇〇万人強の小国ですが、北欧型の福祉国家を実現し、国際学力テスト（二〇〇六年）では世界一を獲得するなど、世界の注目を集めています。また、ヨーロッパで最初に女性参政権を実現し、世界でもっとも政治家の汚職が少ない国といわれなど、政治の先進国でもあります。

今回はフィンランドの選挙制度について報告します。

大統領選挙

フィンランドは共和国であり、国家元首は大統領です。大統領の任期は六年で、内閣と協同して行政権を行使しています。かつて大統領は首相の任命、法案拒否権および議会の解散権などの強い権限を有し、大統領と首相の二元政治が行われていました。しかし、一九九〇年以降、議院内閣制への移行を目的とした憲法改正が数次にわたって行われ、二〇〇〇年の新憲法では、大統領の専権事項とされたいくつかの事項（例えば外交政策）は議会や政府と協力して行うこととされるなど、

その権限は限定・縮小されています。現在、議会制民主

主義国家であり、議会が国権の最高機関とされています。

大統領は、国民の直接選挙（選挙権は、大統領、国会議員選挙とも一八歳）によって選出されます。大統領に選出されるには、この選挙で有効投票の過半数を獲得しなければなりません。一回目の投票で過半数を獲得した候補者がいない場合は、上位二名による決戦国民投票が行われ、そこで過半数を獲得した候補者が大統領に選出されます。現在の大統領は女性のタルヤ・ハロネン氏。二〇〇〇年に行われた選挙でフィンランド初の女性大統領となり、二期目に挑戦した二〇〇六年の選挙では、第一回投票で過半数を獲得することができず、決選投票の結果、僅差で再選を果たしました。

国会議員選挙

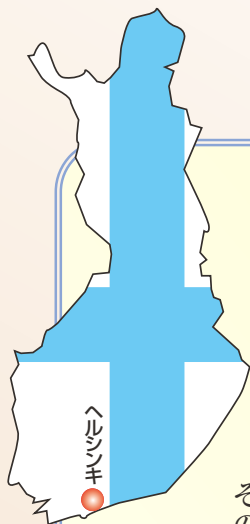
国会は一院制で、議席は二〇〇です。全国を一五の選挙区に分けて、選挙区の住民数に比例して議席の配分が行われています。選挙は、非拘束名簿式比例代表制で行われます。同じ制度を採用する日本の参議院選挙と違う点は、候補者の個人名（番号）だけを記載する点にあります（政党名は不可）。投票所に

は候補者の番号、氏名と党籍が記載された表が掲示されており、有権者はその中から選んだ候補者の番号を投票用紙に書き入れ、投票を行います。

投票集計は、まずそれぞれの候補者の得票数が算出され、それをまとめて候補者の所属する政党の総得票数として合計されます。これが選挙区の議席配分のもととなり、ドント式により配分された政党の議席数に応じて、得票数が多かった候補者の順に当選者が決定されていきます。こうして選ばれた国会議員の任期は四年ですが、途中で解散される場合もあります。

行政府の長である首相は、副首相や閣僚と共に内閣を構成します。首相は、総選挙後に各党代表の交渉結果に従って大統領によって首相候補者が指名され、議会で過半数の賛成を得た後、大統領による任命を経て就任します。他の閣僚は、首相の選任に基づき大統領が任命します。各閣僚は議会に対して責任を負います。

二〇〇七年に行われた総選挙では過半数を獲得した政党はなく、第一党（中央党、五一議席）と第二党（国民連合党、五〇議席）ほか二党による連立内閣が成立し、中央党のヴァンハネン氏が首相に再任されています。



ヘルシンキ

教室をコミュニティに 「学級生活の時間」の実践

梶山女学園大学准教授 山田 真紀

フランスでは、二〇〇二年の学習指導要領改定において、カリキュラムに、日本の「学級活動」に相当する活動が創設されました。小学校では「共に生きる」「集団生活―定期的な討論」、中学校では「学級生活の時間」とよばれています。今回は小学校での実践をご紹介します。今回は中学校を紹介したので、今回は中学校に目を向けていこうと思います。

フランスでは中学校をコレージュといい、最初の学年を第六級（年齢的には日本の小学校六年生に相当）、最上学年を第三級（日本の中学校三年生に相当）とよび、四つの学年の生徒が学んでいます。

コレージュの「学級生活の時間」については、国民教育省の通達において、①クラス代表の養成、②内部規則に関する話し合いと、クラスやコレージュにおける権利と義務に関する憲章の作成、③健康教育と性教育、④市民性の教育、⑤進路に関する教育の五つの活動を行うことが期待されています。

ディジョン大学区では、二〇〇二年度に、「学級生活の時間」が実際にどのように運用されているかを調査し、その結果を報告書にまとめています。

それによると学級生活の時間を

「クラスの問題解決、特に生徒の人間関係に関する問題を解決する方法」に用いている学校がもっとも多く、次に「学級評議会の準備と反省」となっています。「学級評議会」とは、校長または校長補佐、学級担任、クラスを担当する教科担任、生徒指導主任専門員（CPE）、クラス代表（二名程度）が出席して、学期末に生徒の成績について協議し、また生徒がクラス担任や教科担任に要望を提出する会議です。

私たちがフランスで実施した実地調査では、いくつもの「学級生活の時間」の授業を参観することができました。その内容を以下にご紹介します。

クラスで起きた喧嘩を解決する

（第六級）

第六級の「学級生活の時間」では、クラスで起きた喧嘩についての議論をしていました。

この喧嘩が起きたあと、担任はクラスから喧嘩をなくすための方法を探すため、あらかじめ喧嘩についてのアンケート用紙を生徒全員に配布していました。このアンケートの内容は、「最近いつ喧嘩をしたか、誰としたか、何が原因だったか、どんな状況でどのようなことが起きたか、どのようにして喧嘩が止んだか、喧嘩の前・最中・後にどのように感じたか、この喧嘩の結果をどのように捉えるか」でした。

授業では、喧嘩をした生徒二人が、それぞれのどのような状況で喧嘩が起きたのかを説明しました。次に生徒たちは準備してきたアンケートへの答えを発表しました。担任は、生徒が発表した内容のうち、喧嘩の終わらせ方を二つに分類し、次のように板書しました。①喧嘩を止めざるをえないきっかけがあった（友達やきょうだいが止めた、休み時間のチャイムがなった、バスが来たなど）。②一方が他方よりも強かった。

これに対して先生は、もうコレージュに入ったのだから、①も②も解決策にはならないと述べ、生徒に上記以外の解決策を三つ考えてノートに書きなさいと指示しました。

授業後の担任の先生へのインタビューでは、フランスのコレージュでは、生徒たちが十分なコミュニケーション能力を持たないことから、すぐに暴力や差別などの問題が生じやすく、学校はこの問題への実践的な対応を求められている

こと、そこでこの授業では、①起こったことを説明させる、②気づいた点を挙げさせる、③問題の解決策を考えさせるといったプロセスを経て、人間関係上の問題が生じたときの解決方法を自ら考えて修得させることが目的であったとお話を聞くことができました。

学級評議会の準備 (第三級)

第三級の「学級生活の時間」では、次週に開かれる学級評議会の準備のため、学級代表が今学期の生徒の反省や要望を取りまとめていました。生徒からは「勉強や課題の量を減らして欲しい」等の要望が出されました。一方、「○○先生は私たちの意見に耳をかくしてくれない」という批判も出され、



訪問した中学校の前景

担任の教師は、「この場は人を非難する場ではなく、そのような意見は要望にはあたらない」と注意しました。

生徒からは積極的に意見が出され、クラスは活気に満ちていました。議論が白熱するにつれ、発言したい人は挙手するというルールを無視して、勝手に発言したり、人が話しているのに大声で割り込んだりするような場面も見られました。そのような時には、教師は議論をいったん止めて、何が間違っていた行為であるのかを逐一確認していました。

学級評議会の取り組みは、「よりよい学校生活と学級生活は、生徒の学業達成に必要なものである」と、その環境を整えるためには生徒の主体的な参加が必要である」という理念から運営され、「学級生活の時間」でこの準備を行うのは、授業態度や課題への取り組みなど、学業達成を改善するために自分たちの学級生活について反省し、その改善のために必要な要望を学級評議会に申し入れるためです。

時には自己中心的な要求を主張する生徒もあり、教師も生徒もこの新しい領域にどう取り組むべきかを模索中であるとの印象も受け

ましたが、生徒たちは「自分たちの学習環境改善のために何が必要か」について真剣に考え、おおむねその目標を達成できているように感じました。

私たちは、この二つの事例以外にも、様々な授業を参観することができました。演劇ワークショップを用いて、いじめられた子の気持ちを知るとともに、台詞を書いたり、演技をしたりすることを通して、身体を思い通りに動かすことのできる制御能力を高める授業や、校則一覧を配布して、校則の内容について理解する授業、進路学習として行った企業インタビューシップについて、報告書の原稿を作成するなどです。また、進路希望調査についての説明を受け調査票に記入する、今学期の自分の学業達成について「反省カード」に記入する等の活動もありました。

さらに、視学官や校長へのインタビューによると、コレージュの場合、「健康と市民性の教育のための協議会」の活動をこの時間を使って展開し、喫煙防止や薬物乱用防止のための授業や、望まない妊娠やHIV感染の予防のための性教育も行っているとのことでした。この協議会の活動については

第五回で詳しくご紹介します。

学級生活の時間に関わるのは、学級担任のほか、就職指導員や生活指導専門員などの学校に常駐する専門職員です。薬物乱用防止教育や性教育を実施する場合は、外部から特別な講師を招くこともあります。

これまで、フランスの中等教育学校の教員は、教科を教える専門家であり、学級経営的な仕事は行わないといわれてきました。このような活動も、以前は一部の問題意識の高い教員が、草の根的に行っているに過ぎませんでした。そのためこの授業が始まった当初は、「時間がない」「教員の役割範囲外の仕事である」と実施に難色を示す教員も少なからずいたそうです。

コレージュでは、「学級生活の時間」を、学校の達成目標や年間計画を定める「学校計画」と関連づけ、この授業を担当する教員が年に数回集まり、この時間で実施する活動の調整をしています。「学級生活の時間」はシテイズンシップ教育の重要な柱であるだけでなく、特色ある学校づくりの重要な一翼を担っている活動でもあるといえるでしょう。

自在に仕事ができる言葉力の鍛え方

名づけ、あだ名をつけ、定義してまわる

中央大学専任講師 伊藤 章雄

名づけ、あだ名つけの効果

一口に名づけるといっても、二つのケースがある。

第一は、将来のイメージに向かって名前をつける場合だ。例えば、子供が生まれると辞書を引いたりして、その時点で最善の名前をつける。やがてそれに見合った立派な人間が育ち、幸せな人生を送るようになるだろうと考えるからだ。口に出した言葉は実現するというある種の言霊信仰であろうか。

第二は、今、目の前にある具体的な何かに対してネーミングする場合だ。目の前にあるものの実態はわかっている。世間に広く知ってもらうために名前をつける。食品、電子機器、本、建築物、社会現象などに多いが、例えば、丸ちゃんラーメン、ウォークマン、国家の品格、レインボーブリッジ、おいしい生活などと名づける。

あだ名や通称名、略称をつけることも、こ

のネーミングの延長にある。シドニーオリンピックで金メダルを取ったマラソンの高橋尚子選手は「Qちゃん」と呼ばれていた。彼女のイメージに合い、尚子さんと呼ぶよりずっと親しみがわく。数年前の高校野球の斉藤投手の「ハンカチ王子」は社会現象にもなった。ネーミングは日常誰もがやっており、やるチャンスもある。効果は、命名されたものの側に生まれるのみならず、命名した側にもたらされる。特に後者では、言葉力を高める効果が大きい。

第一は、対象を観察し、本質をとらえる目の涵養効果である。

ネーミングのコツは、ものの本質を洞察し、表現するところにある。そのためにはよく見詰めなければならぬ。ものの形態、輪郭、構造、重心、色彩などを見る。またそこから聞こえてくる声を聞き、全体の存在感や印象を確かめる。

先日亡くなった漫画「おそまつ君」の作者

赤塚不二夫は、若い頃、金魚鉢を飽きることなく眺めていたという。何がおもしろいのかも、ガラスに囲われた生き物の運命を見極めていたのであろう。おそまつ君というキャラクターの誕生の背景には、狭い金魚鉢の中で口をパクパク動かして何か叫んでいる金魚の切ない声が投影した、とも考えられる。

第二は、言葉を的確に選ぶ感度のアップである。

ボキャブラリーは多いほうがいいことはすでに述べたが、頭の中の辞書からどの言葉を選んで目の前のものや現象に配置させるか。この対応がびったりでないと、リアリティも説得力も生まれない。言葉で正しく意思を伝達するには、使う言語の現実感にある。例えば、ほんの口ばかりのお世辞は浮いて聞こえ、本当らしさがまったくともなわれない。そんなお世辞は不快がられるだけである。

定義するいくつかのコメント

次に「定義をすること」についてである。

問題はなぜ定義するかだ。辞書や事典に書いてあること、一般通念では説明が十分ではない場合、言葉に自分の考えを色濃く投影したい場合、あるいはまったく新しい言葉や造語を使う場合には定義が必要だ。

本来定義とは、物や概念の構成内容を限定することだ。あるものの内包する世界の確定といったもいい。定義することには三つの意

義がある。

①物、概念の意味の確定

②他との差異の明瞭化

③問題の明確化

①意味の確定は、文字通り概念、コンセプトを明瞭にすることだ。

意味が確定されない言葉が文章や会話に登場すると、何を言いたいのかわからなくなることは、誰もが日常、経験済みである。「どういう意味でその言葉を使っているの?」と聞かなければならない。

曖昧なまま聞き逃すことは頭の中を曖昧にしてしまう。明鏡止水のように言葉自体を澄んだ水にしなければならぬ。

もちろん、ファジーな言葉にも効用がある。日本人の人間関係や付き合い方が曖昧文化とも言うべきグレーゾーンがあるからだ。だが、一つひとつの言葉自体は明快であることが望ましい。

②他との差異の明瞭化は、定義によって意味がはっきりすることの反作用として浮かび上がってくる。定義によって意味を明瞭にすれば類似の言葉との差異が明快になる。定義は、明快な文、論理一貫した文章を書く前提条件でもあるのだ。物や概念、すなわち言葉は定義されることにより内包する世界と外界とを分ける輪郭線を得る。このことは差異の明瞭化に他ならない。

③次に問題の明確化についてだ。

例えば、セクシュアル・ハラスメントだ。権

力を利用した性的嫌がらせは昔からあった。

問題視されなかったのは、男社会の論理が押さえつけていたからだ。やがてこの現象に言葉がかぶせられ、定義されて意味が確定されたときに、セクシュアル・ハラスメントは社会的規範性を帯びだした。性的嫌がらせの何が悪いのか、問題が明確になった。

何事もそうだが、問題がはっきりすれば、目標が生まれる。名づけ、定義することは存在の認知につながる。

個人のレベルでも、定義が必要な言葉は多い。毎日口にしてるし、目にもしている。だからよくわかってる積もりでいる。ところが説明しようとするとはっきり理解していないことが多い。

しかし、ここでいう定義はそれほど大仰な話ではない。毎日口にし、目にもし、よくわかってることを自分の言葉で表現して言葉力を磨こうというだけである。何でもかまわない、頭に浮かぶものをピックアップし、定義してみる。

- ・自分とは、世界の中心にいながら、常に不満を感じる人
- ・母親とは、いつ呼んでも返事をしてくれる人
- ・ふるさととは、親のいるところ
- ・窓口とは、来庁した人が最初に目で探す空間
- ・住民自治とは、地域のことは地域の人が決める社会的ルール

定義することには、二つのメリットがある。

第一は、概念、意味を明確にし、正しく言葉を発信する効果だ。

一言でいえば、意味をはっきりさせ、曖昧さをなくすということだ。フランスの哲学者デカルトは、一つとして疑問のない、隅々までよくわかった言葉やデータをもとに問題の説明、仮説の証明を行わなければならないといっている。語感のよさなどに惑わされて言葉を選ぶなという教えだ。

確かにそのとおりで、生かじりのカタカナ語などを使って上司に説明したり、窓口で住民に話しかけたりすると怪訝な顔をされる。自分がよくわからないことを相手が理解するわけがない。

第二は、論理性の高い言葉遣いができ、文章力が上達する効果だ。

意味や概念を明確にした言葉は、数字と同じだ。数字は数学や物理に限らずあらゆる表現の論理性の基礎である。言葉から雑物を拭き取り、数字に近づける。すると話すことが論理的に展開する。このことは当然組織のコミュニケーションの効率化にもつながっていく。無駄のない会話、曖昧なニュアンスの削れた文章は美しく気持ちがいい。

以上の実践により、的確、簡潔な言語表現法を身につければ、コミュニケーション時間が大幅に短縮されるのではないだろうか。

有害サイト 規制

近年、青少年がインターネット上の有害な情報（有害サイト）にアクセスし、事件に巻き込まれるケースが多発しています。このようなことから、先の通常国会において、子どもをインターネットの有害サイトから守る「青少年インターネット利用環境整備法」が成立しました。

青少年のインターネット利用の現状

インターネットは、国民の社会活動、文化活動、経済活動等のあらゆる活動の基盤として利用されるなど、国民生活に必要不可欠な存在となっています。こうした中で、多くの小中学生がパソコンや携帯電話を使ってインターネットを利用するなど、青少年のインターネット利用も盛んです。インターネットは、個人や企業を問わず、自由な情報発信ができるツールである反面、わけつな画像や残虐な画像などの、青少年にとっては不適切と考えられる情報も流通しています。このため、青少年の健全育成の観点からは、こうした情報への対応策を講じないまま青少年にインターネットを利用させることは、必ずしも望ましいものではありません。

例えば、出会い系サイトなども、一八歳未満の利用が禁じられているにもかかわらず、青少年でも容易にアクセスできるため、出会い系サイトを利用した青少年が犯罪に巻き込まれる事件が後をたちません。平成一九年においては、被害者一二九七人中一八歳未満の青少年が一一〇人（八四・八％）となっています。なお、出会い系サイトへのアクセス手段の大半（九六・五％）が、携帯電話を使用していました（平成一九年警察庁調べ）。

このような有害サイトに対する規制については、個別の分野では、例えば特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（迷惑メール法）や特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）などはあるものの、包括的に規制した法律はなく、民間の事業者による自主規制にゆだねられています。このため、業界団体が作成するガイドラインによる自主規制が大きな役割を果たしていますが、有害サイトに関わる犯罪に青少年が巻き込まれる事件が高水準で推移している状況を踏まえ、自主規制だけでなく法的規制が必要ではないかとの意見も出てきました。

「青少年インターネット利用環境整備法」の制定経緯

青少年の健全な育成に影響を与えかねない有害サイトに対する対応策としては、青少年による有害サイトへのアクセスを技術的にコントロールできる「フィルタリング」が有効

であると考えられています。総務省が行った平成一八年度電気通信サービスモニター調査では、成人のフィルタリングの認知率は六割程度であり、実際の利用率は約一七％とあまり利用されていません。他方、九〇％以上が一五歳未満の利用について、フィルタリングの必要性を認めています。このため、フィルタリングの導入促進について、どのような方策が必要かを検討することが重要となります。

フィルタリングの導入については、携帯電話事業者等の自主規制として行われるとともに、所管省庁である総務省も、フィルタリングの普及促進に向けた自主的取り組みを強化するよう、事業者等に対する指導を行ってきました。しかし、青少年が有害サイトを利用した犯罪に巻き込まれる事件が後を立たないため、国会においては、昨年から今年の初めにかけて、与党および民主党の双方でそれぞれ法規制の導入を目指した検討の場が設けられ、議論が進められました。民主党では民間の自主的取り組みの促進や子どものインターネット・リテラシー育成支援などを主眼に置いた案が検討されていたのに対し、自民党では、国が有害情報を定義し、サイト管理者等に有害情報の閲覧防止措置を義務づけるなど規制色の強い案が検討されていたようです。これに危機感を持ったコンテンツ関連企業などが法規制への懸念を表明したり、自社サイトの有害情報対策の強化をするなど、大きな議論となりました。

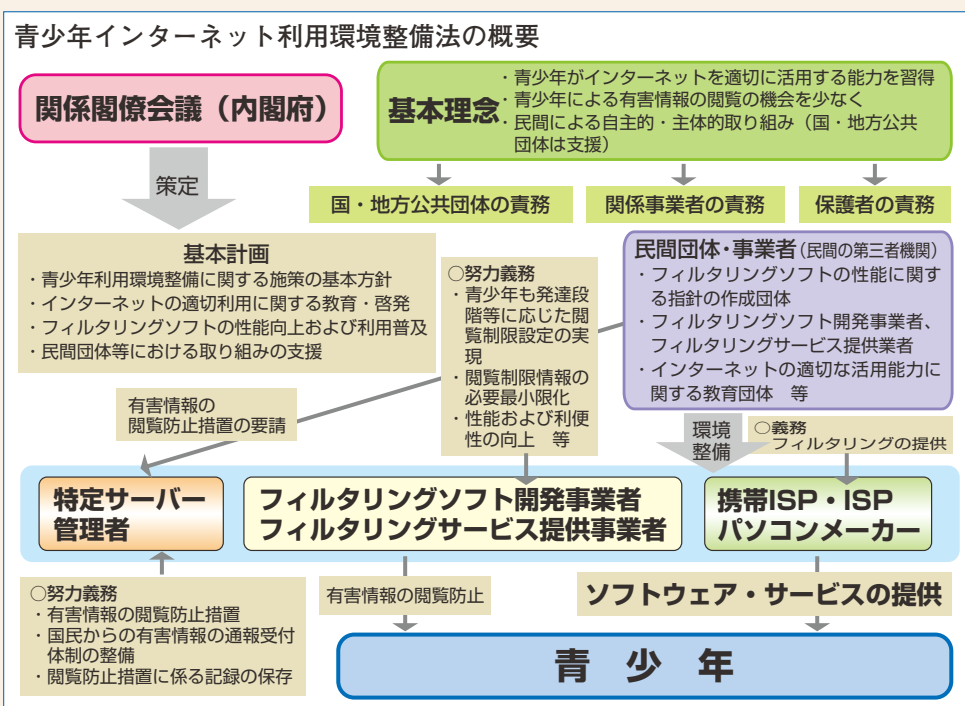
第一六九回国会の会期末が近づく頃（今年の五月末から六月にかけて）には、自民党、民主党を中心とした与野党による法案の調整が行われ、六月十一日、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット利用環境整備法）が超党派の議員立法により

成立しました。
「青少年インターネット利用環境整備法」の内容
 この法律において、インターネット上の青少年の健全な成長を著しく阻害する情報が「青少年有害情報」と定義されました。具体例として、①犯罪や自殺を直接的かつ明示的に誘因する情報、②著しく性欲を興奮させ刺激する情報、③著しく残虐な内容の情報、が例示的に挙げられています。青少年をこのような有害情報から守るために、国や保護者の役割のほか、民間企業や民間団体の役割（青少年が有害サイトを見ないようにするためのフィルタリングサービスの提供義務、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための措置を講ずる努力義務など）が規定されています。国は、内閣総理大臣、官房長官などにより構成される「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議」を設置して、フィルタリングの普及促進、民間団体の支援（資金、情報など）などを行うこととされています。

定はしておらず、有害情報の判断基準等は民間にゆだねることとしていること等が、国会における審議の中で明らかにされています。また、法律上、青少年有害情報の定義はあくまで例示とされ、サーバー管理者の青少年有害情報が発信された場合の青少年閲覧防止措置も努力義務にとどまるなど、表現や通信の自由が制限されないよう配慮されています。

今後の課題

出会い系サイト等の有害サイトに関係した犯罪に青少年が巻き込まれる事件の数は、依然として高水準で推移しています。青少年インターネット利用環境整備法は、あくまで民間の自主的な取り組みを促進するものであり、有害サイト対策にどれほどの実効性があるのか疑問視する意見もあります。しかし、国の関与を強化すれば、規制の仕方によっては健全なサイト（青少年保護に配慮したコミュニケーションサイトなど）も制限され、表現の自由が脅かされる危険もあります。



なお、法案検討時に問題となっていた有害情報を国が判断するかどうかについては、判断を民間団体による第三者機関にゆだね、国の関与は認めないこととされました。このことについては、憲法における表現の自由にかんがみ、国が判断基準に関与することは想



鳥取県 若年層選挙教育シンポジウム開催

八月三十一日（日）、鳥取県選挙管理委員会、県明るい選挙推進協議会の主催、県教育委員会の後援による「若年層選挙教育シンポジウム」が倉吉市で開催され、教育、選管関係者ら約一二〇人が参加しました。

学校現場における「模擬投票」

などの選挙教育について考えようというもので、「若年層の低投票率の現状、原因等について問題意識をもつ」ことを目的に開催した昨年のシンポジウムに続くものです。

模擬選挙推進ネットワークの山崎武昭代表による「学校教育における模擬選挙の推進」と題した講演、八頭町立中央中学校の谷浦康志教諭による「学校現場における模擬投票の取組み」の事例紹介の後、「学校における選挙教育のあり方」をテーマに、元高校校長である奥田省一鳥取県明推協会長をコーディネーターに、中永廣樹県教育長、相見慎県選管委員、山崎代表、谷浦教諭をパネラーとするパネルディスカッションが行われました。

パネルディスカッションでは「若年層の低投票率、政治に無関心な理由とは」「学校の選挙・政治に関する教育は十分か」「学校現場、教育委員会、選挙管理委員会との連携」について意見が交わされ、「学校教育の場で自分の住んでいる地域について学ぶ時間が少なく、地域社会に興味関心をもつ機会があまりない」「教員は選挙や政治について知識としては知



っているが、実感がなかった。十分な指導がない。」「教員は政治教育を行って

はだめだと思っているくらいがある」「日本ではディベートのような議論をするという教育ではなく、知識を身につけることに重点が置かれている」など、活発に意見が出されました。

選管、明推協、教育委員会の連携のもと、教育関係者の参加を得て行われたことが注目されます。

福井県 学校との連携

福井県選管では、福井市大東中学校からの依頼を受け、生徒が政治や選挙について考え「投票率向上プラン」を作成するという研究授業（七月四日、三年生三二一人）に、選管書記がゲストティーチャーとして参加しました。

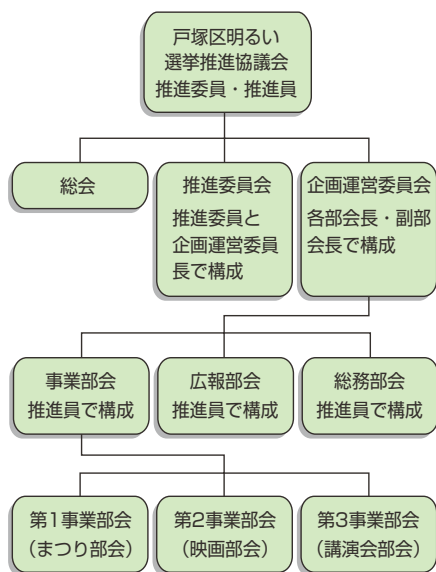
生徒からは「選挙のドラマをつくる、携帯電話で投票できるよう

にする、景品がもらえるようにする、投票を義務化する」などといったプランが提案されました。

ゲストティーチャーとしての講義では、これらのプランに対する意見を交えながら、「私たちの生活と政治の関わり」「政治の主役は私たち国民である」「若者の投票率の現状と問題点」、そして「投票率向上のためには、私たちが普段から政治に関心をもち、自らが真剣に考えて投票することが重要であり、それが私たちの生活を良くすることにつながる。政治に参加できることは決して当たり前のことではない」ということを生徒に伝えました。

（福井県選管ホームページから抜粋）





戸塚区
明い選挙推進協議会の組織改革

横浜市戸塚区明い選挙推進協議会は、平成一八年度から組織の改革を進めています。

区明推協は、長い間選挙管理委員会事務局主導の運営が続き、会の形骸化が顕著となっていました。会員であることの自覚がなく、明推協の活動自体を理解しておられない方、ただ単に地域や団体から推薦されたから名前を出しているだけという意識の方、任期期間(二年)中まったく活動に参加しない方が多数いました。

そこで一八年度、協議会の活動のあり方を検討する企画運営委員会を組織し、会員の中から公募した七人の委員を中心に検討を重ねて、以下の結論をだしました。

①組織を簡素化し、委員自らが、企画運営をしていく団体として組織を見直す。

②会の構成は推進委員と推進員とする。推進委員は役員と位置づけ、地域、各団体からの推薦により、学識経験をもつ者二〇人以上とする。推進員は六〇人程度とし、各地域、各団体からの推薦とする。

③新たに事業部、広報部、総務部の三つの部を設け、推進員はいずれかの部に所属し、日常的に企画運営にあたるものとする。

④会の中に各部長、副部長による企画運営委員会を設置し、各部会の有機的連携を強化する。

その結論に基づき一九年度は自主的な運営に向けての第一歩を踏み出し、二〇年度からは各推進員がいずれかの部に属して活動しています。

事業部は、第一事業部が区民まつり、第二事業部が映画会、第三事業部が講演会を担当し、それぞれが毎月一回定例会を開催し、事業の企画から実施までを一貫して会員が実践します。

広報部は、四半期ごとの明推協通信の発行に向けた取材活動と編集を行い、紙面を通じて各事業部の動きを会員に伝えます。総務部は、会の予算決算管理、総会・推進員会・企画運営委員会の開催を担います。企画運営委員会は随時開催して来年度を見通した活動を中心がけ、事務局会議も二カ月に一度開催することとしています。

また、地域に根ざした常時啓発活動を行うために、二〇年度から明推協の事務局を選管から戸塚区女性部連絡会(区内に一七ある町内会連合会の女性部長の連絡会)に移しました。明推協に対する市からの補助金の管理等は従来どおり区選管が行い、各種会議にも参画しています。

京都府八幡市 めいすい君・めい子ちゃん

八幡市明い選挙推進協議会、選挙管理委員会では、本誌二九九号に掲載した滋賀県守山市明推協の「めいすいくん手袋人形」を使った啓発事業の記事に関心を持ち、「八幡市でも作ってみたい」と守山市に連絡を入れました。

早速に翌日、守山市から一体分

の材料と作り方の説明書が送られてきたので、たくさん作ろうと材料を揃えました。黄色の軍手や目玉用のボタン等は購入しましたが、手袋の中に詰める綿を手芸店で購入するとても高いということとで、布団屋を営む明推協委員から提供していただきました。

製作は、洋裁の先生である明推協委員の指導を受けながら、事務局職員と明推協の女性委員とで行いました。作っていくうちにいろいろアイデアが出てきて、ネクタイやかばんや時計やリボンなどをオリジナルで追加していきました。

まずは市内二四の投票所に二個ずつ置くために四八個作りしました。今後公民館や図書館等にも置いてもらうために追加して製作する予定です。



絵本

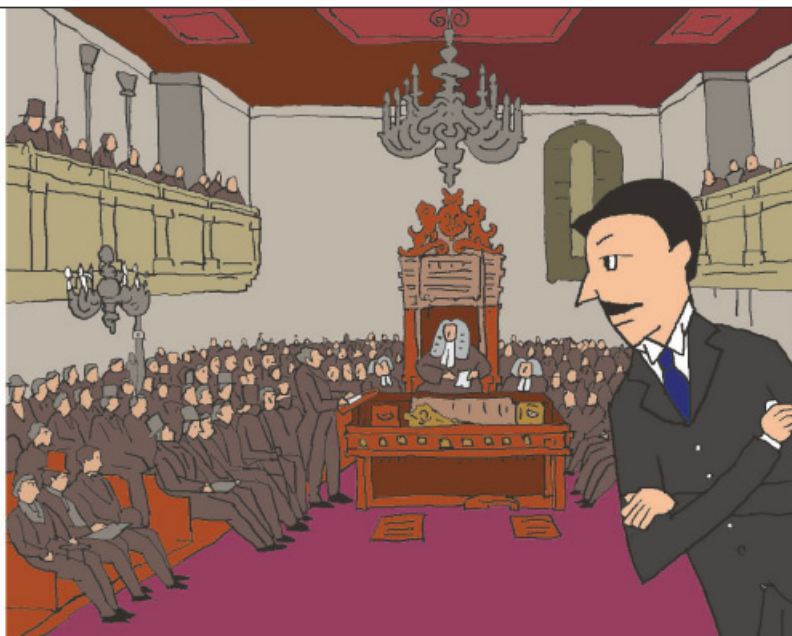
尾崎行雄

第3回 政党政治の誕生

illustration 東 芳純



東京に居られなくなり、88年1月、議院制度の研究や文化に触れるため米英に渡った。「紳士の資格は財産ではなく言行、外見でなく志操である」とイギリス気質に感銘を受け、89年10月まで滞留した。



欧米漫遊記を新聞に掲載し、その中で選挙人の心得をあげ、「候補者の平生の所業をよく調べ、国事に奔走しないのみならず、一県一郡市町村の利害をも等閑視するものは、議員資格のないものとして排斥すべきである」とした。

90年(32歳)、第一回総選挙が実施され、第二の故郷である三重県から立候補し、圧倒的多数で当選した。尾崎らは「民力休養、政費節減」を掲げ、「富国強兵」政策の政府と対立した。



※選挙権は直接国税15円以上を納付している満25歳以上の男性だけに与えられ、有権者数は国民の1.14%にとどまった。

文部大臣

憲政党誕生



98年、長年対立していた進歩党と自由党が合同して憲政党となり、大隈重信を首相、板垣退助を内務大臣とする最初の政党内閣が誕生し、尾崎は閣僚中最年少の40歳で文部大臣に就任した。



しかし、尾崎はある講演で「仮に共和制になったら三井・三菱は大統領候補になるだろう」と述べたことが問題となり、わずか4カ月で辞職した。

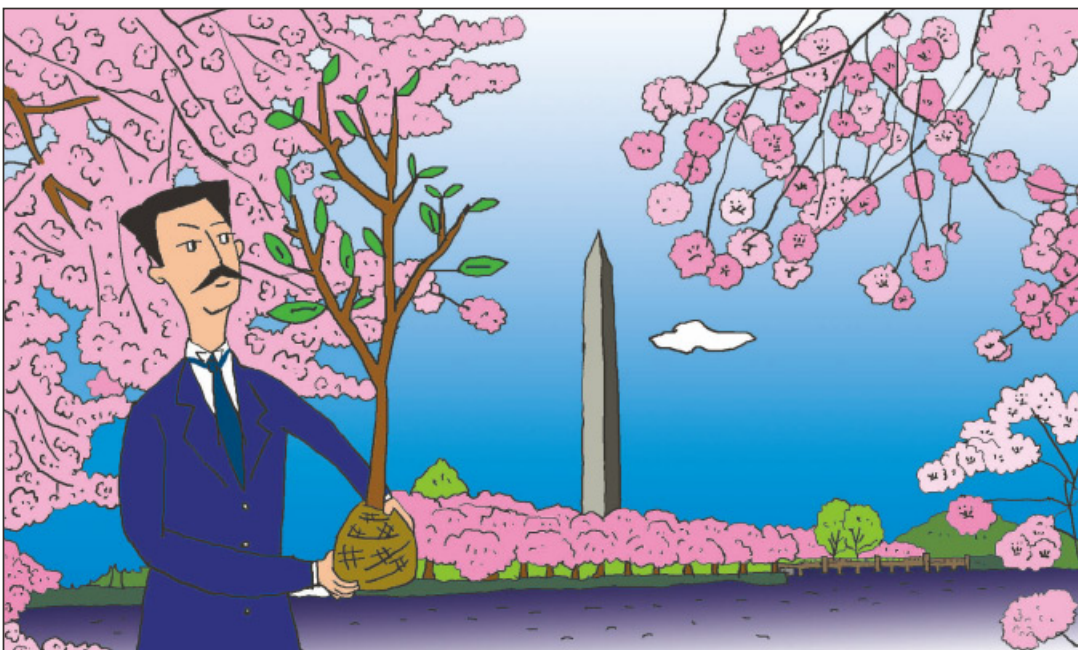
また、進歩党系と自由党系の内部抗争があり、尾崎の後任を巡っても激しく対立し、内閣は二度も議会を開会することなく4カ月で崩壊した。



※東京市長は、市会が推薦した候補者三名を内務大臣が天皇の裁可を得て、決められた。

1903年、尾崎は高潔な人柄が見込まれ、国會議員兼務のまま、汚職の多かった東京市の市長に就任した。

一二年に辞すまで、市区改正、水道拡張、電車の市営化、ガス会社の合併など、市政の発展に努力した。



09年、尾崎は日露戦争でアメリカが支援してくれたお礼にと、ワシントンのポトマック河畔に植える桜の苗木を東京市から贈った。

今もこの桜が河畔で咲き乱れ、名所として毎年100万人の人に親しまれている。

明るい選挙推進優良活動表彰

協会では、明るい選挙の推進に取り組む活動で、他の模範とするにふさわしい活動を「優良活動表彰」として表彰します。

表彰対象となる団体には、都道府県、指定都市および市区町村の明るい選挙推進協議会、白バラ会ならびにそれらの内部組織または関連組織のほか、自治会、婦人会、NPO法人、その他の団体ならびにそれらの内部組織または関連組織で明るい選挙の推進に取り組んでいるものが含まれます。

表彰団体は10団体程度とし、3月に行う当協会の総会で表彰するとともに、副賞として20万円を贈呈します。募集締切りは10月31日です。自薦方式ですのでふるっての応募をお待ちしております。

市区町村明推協研修会等開催支援事業

協会では、市区町村明るい選挙推進協議会の常時啓発活動を支援するため、「市区町村明推協研修会等開催支援事業」を実施しています。

市区町村明推協等が、講師・アドバイザーを招聘して、研修会、学習会、講演会等を開催する場合に要する講師の謝金、旅費および会場借上費について、1団体あたり15万円を限度に助成するものです。

今年度も各地でご活用いただいております。助成対象は協議会の研修会、話し合い学級、推進大会、政治学級、講演会、教養講座など様々で、その規模も参加者数が1,500人程度の大規模のものから40人程度の小規模のものまであります。

申請書の書式は協会ホームページに掲載しています。1月末まで受け付けますが、予算に達し次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。講師などが正式に決まっていなくても仮予約として受け付けますのでご連絡ください。

ケータイ・ジャーナリスト・コンテスト

今年度も、一昨年、昨年に引き続きケータイ・ジャーナリスト・コンテストを開催します。

ケータイまたはデジタルカメラで写真を撮り、コメントを書き、メールで送信する。身近な風景の中に潜む様々な社会問題に気づき、写真を通じて共感しあうことで、世の中に対する問題意識や政治への関心を高めていただくことが目的です。第2回では、公式サイトへのアクセスは約41万件で、全国各地から4,270作品の応募がありました。

現在第3回コンテストを、12月に募集を開始できるよう準備を進めておりますので、ぜひ今から作品をストックしておいてください。

編集後記

●特集テーマは「新学習指導要領と主権者教育」です。学校教育における主権者教育の充実を求める声が高まり、各地の明推協、選管でも学校教育との連携策を模索しております。明るい選挙推進協会においても、学習指導要領の改訂案に対するパブリックコメントを提出するなど、関心を強めてまいりました。3月に新学

習指導要領が、7月にはその具体的指導内容を定めた「解説」が出されましたので、社会科等に関する詳細を専門家にご執筆いただきました。

●次号(通常号)は11月30日発行の予定です。衆議院総選挙が行われる場合は、別途衆院選特集号を発行する予定です。

編集・発行 ●財団法人 明るい選挙推進協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号 商船三井ビル4F ☎ 03 (3560) 6266・6267 FAX 03 (3560) 6268
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈メールアドレス〉akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

最新スタイルで魅せる。

流行に敏感な人なら、ちょっと前から流行っている“マニフェスト”って言葉はすでにご存知のはず。政治の世界でいう、政権公約のことです。各政党がどんなことを目指し、実現しようとしているのかをまとめたもの。投票の際の参考になるはずです。政治にも流行があるって、ちょっと興味深いですよね? ほんのちょっとした好奇心で、あなたはもっと政治に近づけるかもしれません。初めの一步を、まずは『投票』から。

夢、生活、未来、政治。みんなどこかで、つながってる。

